

地域県土警察常任委員会資料

(令和8年10月8日)

[件名]

- 令和8年10月7日の報告事項「島根原子力発電所2号機のプルサーマル計画について（第4報）」の添付3—1「島根原子力発電所2号機におけるプルサーマル発電について（回答）（案）」及び添付3—2「国要望（原子力規制委員会、経済産業省、内閣府（原子力防災））案」の修正について

(原子力安全対策課) … 2

危機管理部

島根原子力発電所 2 号機におけるプルサーマル発電について（回答）（案）

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下、「安全協定」という。）の趣旨に基づき、貴社から令和 8 年 6 月 24 日付島原本広第 3 号で申し入れのあったこのことについては、安全協定第 21 条に基づき下記のとおり意見を提出しますので、貴社の誠意ある対応を求めます。

記

- 1 今後原子力規制委員会により実施される設計及び工事の計画の認可等所要の法令上の手続きに真摯に対応するとともに、その審査結果について議会、地域住民、県原子力安全顧問に説明を行うこと。その際、貴社の原子力安全文化の醸成の取組状況等についても説明を行うこと。その上で、県議会、県原子力安全顧問、米子市及び境港市の意見を聞いた上で改めて意見を述べるので、誠意をもって対応すること。
- 2 島根原子力発電所 2 号機におけるプルサーマル発電（以下、「島根 2 号機プルサーマル計画」という。）については、新規制基準の適合をもって終わりではなく、ゼロリスクを追求し続けること。このため、常に最新の知見を反映（バックフィット）し、自主的にも安全性向上の取組を進め、最先端の対策をとること。また、万が一事故が発生した場合には、責任をもって完全かつ十分な賠償を行うこと。
- 3 島根 2 号機プルサーマル計画におけるウラン燃料と MOX 燃料の特性の違い、重大事故時の環境への影響等について、科学的な根拠に基づく具体的かつ客観性のあるわかりやすく丁寧な説明を尽くすとともに、原子炉の運転管理や運転上の制限、MOX 燃料の管理など、各種マニュアル等を含む運用面についても、住民にわかりやすく丁寧に説明すること。
- 4 核燃料サイクルの早期確立に向け、国や他の電力事業者と連携し、必要な対応を行うこと。また、使用済燃料については、安全の確保を大前提に、搬出するまでの間冷却管理を確実にを行うとともに、計画をもって速やかに搬出するよう国と連携して取組を進めること。
- 5 ヒューマンエラーは起こり得るとの前提に立ち、実効性のある訓練を確実に行之、MOX 燃料を取り扱う際の作業手順に客観的なチェック機能を設けるなど、人間が介在する工程における更なる安全性向上に向けた不断の取組を進めること。
- 6 貴社の発電コストの構造、今後の電気料金、高経年化の関係などについて、住民にわかりやすく丁寧に説明すること。
- 7 貴社と県民の信頼関係の礎となる安全協定を重んじ、安全を第一義とし、協力会社も含め、組織・人員体制や教育・訓練の充実、トラブル等の教訓の反映、社員の心身の健康管理や作業環境の改善など安全文化の醸成に取り組むとともに、法令や協定を遵守し、必要な対策の実施状況について適切に情報提供を行うこと。
- 8 速やかに安全対策の万全を図るため、特定重大事故等対処施設の早期整備を進めること。
- 9 鳥取県、米子市及び境港市が行う原子力防災対策について、誠意をもって協力すること。
- 10 原子力発電所の周辺地域の防災対策について、立地自治体と財源格差が生じたままであることから、事業者として国とともに周辺自治体の現実に見合う必要かつ十分な財源措置を講じること。

国要望（原子力規制委員会、経済産業省、内閣府（原子力防災））案

原子力規制委員会への要望事項

- 1 今後行われる島根 2 号機プルサーマル計画についての設計及び工事の計画及び保安規定変更に係る各種手続きを含め、厳格に審査等を行い、その結果について県民に分かりやすく丁寧に説明すること。また、組織、人員体制、教育訓練、人材育成、技術継承といった組織的・人的能力面の充実強化、及び実効性のある訓練や作業手順の整備を含めたヒューマンエラー防止対策などについて厳格に審査を尽くし、その結果について県民に分かりやすく丁寧に説明すること。
- 2 中国電力が行う島根原子力発電所 2 号機の運転については、島根 2 号機プルサーマル計画の実施の有無に関わらず、政府を挙げて安全が必ず確保されるよう厳しく指導監督を行い、安全の確保及び県民の理解については政府が責任をもって対処すること。さらに、万が一事故が発生した場合には、全責任をもって賠償すること。
- 3 島根原子力発電所 2 号機の特定重大事故等対処施設等については、可能な限り早期に整備を完了するよう原子力事業者を指導すること。
- 4 中部電力による浜岡原子力発電所の基準地震動策定に係る不適切事案に対する徹底した原因究明を行い、不正を見逃す結果となった要因分析を踏まえ、評価過程の透明性の確保など評価プロセスに対する制度設計を見直し、同様の意図的な不正を防止する審査体制を確立すること。
- 5 原子力発電所の安全性に関して最新の技術的・科学的知見を得たときは、規制基準を速やかに見直すなど厳格な審査を行い、その内容について県民に分かりやすく説明すること。

経済産業省への要望事項

- 1 中国電力が行う島根原子力発電所 2 号機の運転については、島根 2 号機プルサーマル計画の実施の有無に関わらず、政府を挙げて安全が必ず確保されるよう厳しく指導監督を行い、安全の確保及び県民の理解については政府が責任をもって対処すること。さらに、万が一事故が発生した場合には、全責任をもって賠償すること。
- 2 使用済燃料の再処理または最終処分について、確実に実施できるよう国が前面に立って責任をもって取り組むとともに、プルトニウムの有効利用などを加えて核燃料サイクルの確立に向けた対応状況として、県民に分かりやすく説明すること。
また、使用済MOX燃料の再処理技術を早期に確立すること。
- 3 島根原子力発電所 2 号機の特定重大事故等対処施設等については、可能な限り早期に整備を完了するよう原子力事業者を指導すること。
- 4 原子力災害発生時の避難経路の整備・改良も含め、避難対策など、原子力防災について、関係自治体に対し十分な支援を含め、国として責任をもって体制を整えること。
- 5 原子力発電所の周辺地域の防災対策について、依然として立地自治体と大きな財源格差が生じたままであることから、電源立地地域対策交付金の対象拡大など原子力防災対

策に必要かつ十分な財政措置を講じるとともに、周辺自治体の現実に見合う恒久的な財政負担を電力会社とともに果たしていく仕組みを国として責任をもって構築すること。

内閣府（原子力防災）への要望事項

- 1 鳥取県、米子市及び境港市において長期にわたって必要となる原子力防災対策に係る費用について、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。
- 2 原子力防災体制の確立に当たり、避難計画の実効性を更に深化させるため、島根地域原子力防災協議会などを通じて、引き続き国が責任をもって取り組むこと。
- 3 避難退域時検査用資機材については、現在、国の方針により3会場分の整備にとどまっているが、原子力災害時に当県では8会場分の資機材を必要とすることから、不足分については、国が主体となって各道府県や関係機関間で資機材を融通できるシステムを構築すること。
- 4 安全を第一義として、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明確にすること。
- 5 原子力発電所の周辺地域の防災対策について、依然として立地自治体と大きな財源格差が生じたままであることから、電源立地地域対策交付金の対象拡大など原子力防災対策に必要かつ十分な財政措置を講じるとともに、周辺自治体の現実に見合う恒久的な財政負担を電力会社とともに果たしていく仕組みを国として責任をもって構築すること。